

長野県ハンドボール協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、長野県ハンドボール協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、常任理事会において決定した場所に置く。

(目的)

第3条 協会は、ハンドボール競技発展のため、長野県内の加盟チーム及び加盟団体の育成強化を図り、もってスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 協会は、長野県内の加盟チーム及び加盟団体をもって組織し、公益財団法人日本ハンドボール協会に加盟する。

第2章 事業

(事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 競技大会の開催
- (2) 競技に関する調査及び研究
- (3) 競技の指導奨励
- (4) 県代表チームの決定
- (5) その他協会の目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干人
- (5) 常任理事 25人以内（事務局を含む）
- (6) 理事 規定数内
- (7) 監事 2人

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、協会の会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を行うほか、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、常任理事会の審議及び議決に加わるほか、会務を処理する。
- 4 副理事長は、常任理事会の審議及び議決に加わるほか、理事長を補佐して会務を行い、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 常任理事は、常任理事会の審議及び議決に加わるほか、協会の事務を行い、次条に定める会務を分掌し指揮する。

6 理事は、理事会の審議及び議決に加わるほか、次条に定める局及び委員会に所属し、会務を執行する。

7 監事は、会務の執行及び財務を監査し、これを理事会に報告する。

(会務の分担)

第8条 協会に会務を分担するため、次の局及び委員会を置き、当該各号に掲げる所掌事務の執行に当たる。

(1) 事務局 庶務会計、記録広報、財務及び登録

(2) 競技委員会 競技運営及び大会日程作成

(3) 強化委員会 強化計画作成及び実施並びに技術研究

(4) 審判委員会 審判養成、ルール研究及び技術研究

(5) 普及委員会 指導者養成、指導及び普及

(6) 指導者委員会 指導者講習会の企画、運営及び指導者登録

2 前項に掲げるもののほか、局及び委員会の組織、所掌事項その他必要な事項は、別に定める。

(会長の選任)

第9条 会長の選任は、第13条に定める指名委員会において会長の候補者を推薦し、理事会の議決によって決定する。

(副会長及び監事の選任)

第10条 副会長及び監事の選任は、会長が副会長及び監事の候補者を指名し、理事会の承認を得る。

(理事の選任)

第11条 理事の選任は、協会に加盟している次の各部門の代表者及びハンドボール競技の有識者の中から会長が推薦する。

(1) 一般

(2) 大学

(3) 高校

(4) 中学校

(5) 小学校

(6) 市町村協会

2 理事数は、前項各号の代表者の総数70人、会長が推薦する有識者10人を、それぞれ超えることはできない。

(理事長、副理事長及び常任理事の選任)

第12条 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会において、理事が互選する。

(指名委員会)

第13条 会長の候補者を推薦するため、指名委員会を置く。

2 指名委員会は、第11条第1項各号に定める各部門の代表者1人をもって構成する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員任期は、役員選任を行った定時理事会終了時に始まる。ただし、役員就任後、次の役員改選が行われる定時理事会の終了時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

(顧問及び参与)

第15条 会長は、競技の発展及び普及に関し、必要な事項を諮問するため、有識者の中から、理事会の議決を経て、顧問又は参与を委嘱することができる。

2 顧問及び参与の委嘱期間は、その委嘱をした会長の任期満了時までとする。

第4章 機関

(機関)

第16条 協会に次の機関を置く。

(1) 理事会

(2) 常任理事会

(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

3 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とし、会長がこれを招集する。

4 定時理事会は、年1回とし、原則として4月に開催する。

5 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 常任理事会の議決があったとき。

(2) 理事の3分の1以上から、理由及び議案を付して請求があったとき。

(理事会の権限)

第18条 理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 役員選任に関する事項

(3) 規約の制定、改正及び廃止に関する事項

(4) 事業計画及び事業報告に関する事項

(5) その他重要な事項

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、会長がこれを招集する。

(常任理事会の権限)

第20条 常任理事会は、協会の運営及び次の事項の審議決定に当たる。

(1) 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事の各分掌に係る事務の報告及び審議に関する事項

(2) 理事会に提出すべき議案に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会の議決を必要とする事項のうち、協会の円滑な運営を図るため緊急を要する事項に関し、処理することができる。この場合において、処理後初めての理事会で承認を得なければならない。

(議長)

第21条 協会の各機関の会議（以下「会議」という。）の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（定足数）

第22条 会議は、その構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（議決権）

第23条 会議における議決権は、その構成員1人につき1個とする。

2 議決権を有する者で会議に出席ができない者は、出席した構成員を代理人とする委任状を協会に提出することにより、その議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、会議に出席したものとみなす。

（議決の方法）

第24条 協会の各機関の議事は、別段の定めがある場合のほか、出席した構成員の過半数で決し、可否同数となった場合は、議長が決するところによる。

（議事録）

第25条 協会の各機関の議事については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成する。

第5章 会計及び資産

（会計年度）

第26条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（経費及び支出）

第27条 協会の会計は、次のものをもって充てる。

（1）前年度からの繰越金

（2）加盟チーム登録金

（3）事業収益金

（4）寄附金

（5）賛助金

（6）その他の収入

（財産の管理）

第28条 協会の財産は、会長がこれを管理する。

2 重要な財産は、理事会において構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければ、これを処分することはできない。

3 議決権については、第23条の規定を準用する。

（事業計画、予算及び決算）

第29条 会長は、定時理事会に事業計画案、収支予算案、前年度の事業報告及び決算に係る財務諸表を提出して、その議決を得なければならない。

（監査報告）

第30条 監事は、前年度の決算に係る財務諸表の監査の結果及び会務の執行の監査の結果を定時理事会に報告しなければならない。

（予算決定前の支出）

第31条 予算が決定するまでの支出は、前年度の予算に従う。

（予算の使用）

第32条 会長は、緊急やむを得ない事由があるとき、常任理事会の議決を経て、予算外支出又は予算超過支出を行うことができる。

2 前項の場合は、支出後初めての理事会で承認を得なければならない。

第6章 規則及び規程

(規則等の制定、改正又は廃止)

第33条 協会は、この規約に基づき、運営に必要な規則及び規程を定めることができる。

2 規則は、理事会の議決を経て、これを制定、改正又は廃止する。

3 規程は、常任理事会の議決を経て、これを制定、改正又は廃止する。

附 則

この規約は、昭和24年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則)

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。